



令和8年度

幼児教育に関する 研修の概要

幼児教育に携わる保育者の資質・能力の向上



茨城県教育庁学校教育部

義務教育課

目 次

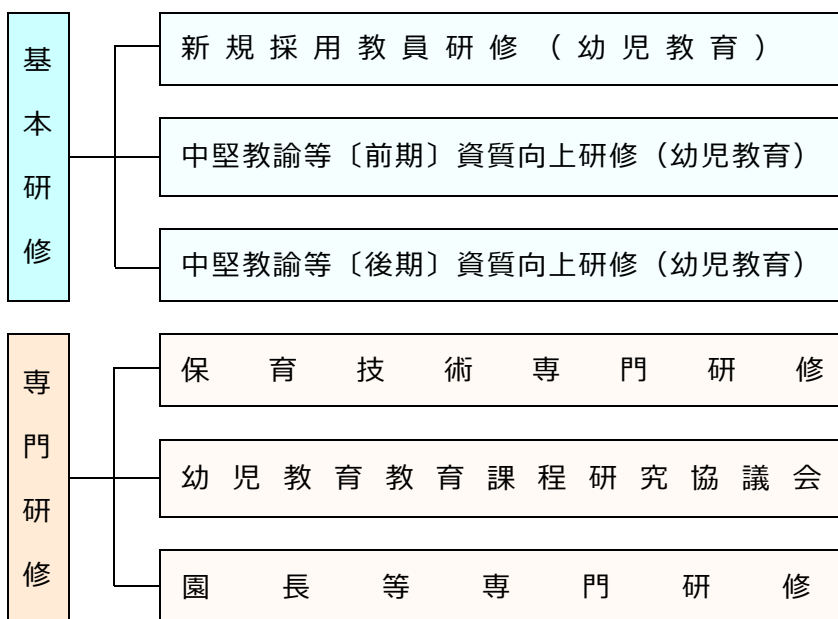
1	研修体系	1
	茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標	
	モデル【幼稚園教諭等】	2
2	研修一覧	4
	・ No. 1 新規採用教員研修（幼児教育）	4
	・ No. 2 中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）	5
	・ No. 3 中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）	6
	・ No. 4 保育技術専門研修	7
	・ No. 5 幼児教育教育課程研究協議会	8
	・ No. 6 園長等専門研修	8
	・ No. 7 幼児教育担当指導主事等研修会	9
3	参加申込みについて	9
4	欠席等の連絡について	10

令和8年度 幼児教育に関する研修の概要

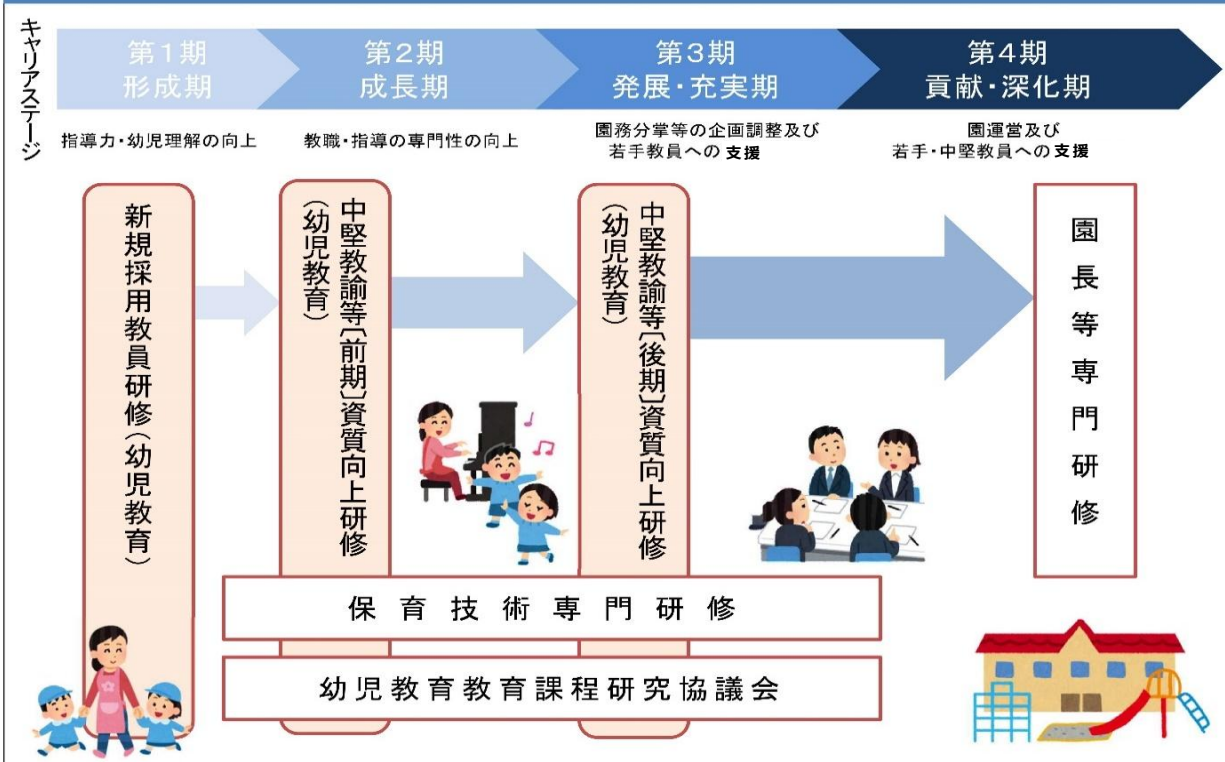
1 研修体系

幼児教育に携わる保育者の資質・能力の向上を目指す研修体系

保育者としてのキャリアステージに即して、必要な研修の機会を確保するとともに、国の動向や幼稚園教諭等の資質向上に関する育成指標モデルを踏まえ、必要とされる研修を長期的展望に立って体系化し、実施する。



キャリアステージに応じた研修



茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（モデル）

【幼稚園教諭等】

令和7年12月

項目	採用時の姿	第1期（形成期）	第2期（成長期）	第3期（発展・充実期）	第4期（貢献・深化期）		
		1～5年	6～11年	12～23年	24年～		
		指導力・幼児理解の向上	教職・指導の専門性の向上	園務分掌等の企画調整及び若手教員への支援	園運営及び若手・中堅教員への支援		
基本的資質	① 教職に必要な素養	<p>【社会人として】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 人間性が豊かで、言葉遣い、あいさつ、礼儀等の備えておくべきマナーを持って行動することができる。 □ ダイバーシティに関する知識があり、人権感覚を持って寛容の精神で人と接することができる。 □ コンプライアンス意識を持ち、社会人として自分を律することができる。 □ コミュニケーション力を生かし良好な対人関係を構築することができる。 □ ストレスと身体の健康を適切に自己管理することができる。 □ ICTを活用するなど、社会の様々な情報を収集し、仕事に役立てることができる。 	<p>【教員として】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 幼児を尊重し、幼児の気持ちや考えを理解するよう努めるなど、幼児の学びを支えることができる。 □ 教職員組織の一員として、他の教職員の意見や考えに耳を傾け、学び続けることができる。 □ 保護者や地域の声に耳を傾け、誠実に対応することができる。 □ 学校教育に関する法令や知識・指導法等を積極的に取り入れながら、教育活動に取り組むことができる。 □ 教育者として高いコンプライアンス意識を持ち、自覚と責任を持って教育活動に取り組むことができる。 □ ICTを活用して、教育に関する情報を収集し、教育活動に役立てることができる。 				
専門職としての教員に求められる力量	② 指導力	指導計画	□ 幼稚園教育要領等に基づき、教育課程を具体化するために指導計画が必要であることを理解し、幼児の発達や実態を踏まえて基本的な指導計画を作成できる。	□ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児の実態を踏まえながら、ねらいを明確にした指導計画を作成することができる。	□ 発達の段階を踏まえ、園や地域の行事と関連付けたり、小学校との交流を取り入れたりしながら、具体的な指導計画を作成することができる。	□ 実践後の反省や記録を基に、指導計画をよりよいものに改善することができる。 □ 園の教育課程等に基づき、具体的な指導計画の作成について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 園や地域の実態を把握し、職員との話し合いに積極的に参加しながら、指導計画の評価・改善に努めることができる。 □ 園の教育課程等に基づく指導計画の作成について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
		環境の構成	□ 幼児教育は『環境を通して行う教育』であることを理解し、幼児の主体的な活動を促す環境が教師の意図をもって構成されていることを理解できている。	□ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児の実態を踏まえながら、興味や関心に即した環境を構成することができる。	□ 他の教諭等と連携を図りながら、幼児の発想や素材の特性等を生かした環境を構成することができる。	□ 園全体を視野に入れながら、地域の資源を活用した環境を構成することができる。 □ 他学級や他学年の教育の展開を踏まえ、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 地域との信頼関係を築き、地域の資源を活用しながら、園全体の環境の維持・改善に努めることができる。 □ 環境の構成について教諭等へ適切な指導・助言を行い、職員の自分らしさを生かしながら、園全体の教育の質を向上させることができる。
		保育技術	□ 幼児が安心して活動できるように受容的にかかわり、発達の特性に応じて援助する技術を身に付けている。	□ 幼児の興味・関心や集団の実態に沿った教育を展開するために、保育技術（ICTの活用を含む）の向上に努めている。	□ 幼児の興味・関心や集団の実態に沿った教育を展開するために、専門的な保育技術の向上に努めている。	□ 園全体の教育の質の向上を意識し、より高度で専門的な保育技術の向上に努めている。 □ 若手教員のモデルとなり、専門的な保育技術について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 保育技術について教諭等へ適切な指導・助言を行い、保育技術を向上させようとする意欲を高め、園全体の教育の質を向上させることができる。
		指導の評価	□ 幼児の姿を振り返ることが教育の改善につながることを理解している。	□ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児一人一人の育ちに目を向け、記録を基に省察し、実践に生かすことができる。	□ 幼児一人一人や集団の育ちに目を向け、記録を基に多面的に省察し、実践に生かすことができる。	□ 園全体の取組について客観的に分析するとともに、課題を明確にし、改善することができる。 □ 指導の評価について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 指導の評価について教諭等へ適切な指導・助言を行い、職員の持ち味やよさを生かしながら、園全体の教育の質を向上させることができる。
	③ 幼児を理解し、援助する力	発達した援助に	□ 幼児は生活や遊びを通して全体的に発達するという特性について理解している。	□ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、幼児期の発達の過程について理解し、幼児一人一人の発達の特性に応じた援助をすることができる。	□ 保護者の願いや思いを受け止め、他の教諭等と連携を図りながら、幼児一人一人の発達の特性に応じた援助をすることができる。	□ 園全体を視野に入れながら、幼児一人一人の発達の特性に応じた援助をすることができる。 □ 幼児一人一人の発達の特性に応じた援助について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 幼児一人一人の発達の特性に応じた援助について、教諭等へ適切な指導・助言を行い、園全体の教育の質を向上させることができる。
	特別な配慮が必要な幼児への対応	□ 特別支援教育の基本的な知識と、基本理念（インクルーシブ教育、合理的配慮）を理解し、配慮を必要とする幼児に適切な支援が必要であることを理解している。	□ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、特別な配慮が必要な幼児の実態について把握し、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。 □ 個別的教育支援計画、個別の指導計画を基に、個に応じた指導や必要な支援を行うことができる。	□ 特別な配慮が必要な幼児の実態について多面的に把握し、他の教諭等と連携を図り、小学校との接続を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。	□ 特別な配慮が必要な幼児への理解や関わり方について専門性を高め、小学校、特別支援学校との接続や関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に対応することができる。 □ 特別な配慮が必要な幼児への対応について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 必要に応じて小学校や特別支援学校及び関係機関と連携しながら、保護者を支援する体制を構築することができる。 □ 特別な配慮が必要な幼児やその保護者への対応について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。	
	教育相談	□ 教育相談は、幼児理解に基づき、保護者や関係者と協働して子どもの成長を支援する活動であるという基本的な考え方を理解している。	□ 幼児の思いや保護者の悩み、要望等を誠実に受け止め、管理職や他の教諭等の指導・助言の下、問題の解決に向けて教育相談を行うことができる。	□ 幼児の思いや保護者の悩み、要望等を誠実に受け止め、管理職や他の教諭等と連携を図りながら、問題の解決に向けて適切に教育相談を行うことができる。	□ 教育相談の在り方や技法について専門性を高め、関係機関との連携を視野に入れながら、幼児や保護者に対して適切に教育相談を行うことができる。 □ 教育相談について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	□ 必要に応じて関係機関と連携しながら、保護者を支援する体制を構築することができる。 □ 教育相談について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。	

高度専門職としての教員に求められる力量	④ 学級を経営する力	経営案の作成・実践	<input type="checkbox"/> 学級経営は、幼児が安心して生活し、集団の中で主体的に活動できるように、教育課程を具体化するものであることを理解している。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、目標を明確にした学級経営案を作成し、実践することができる。	<input type="checkbox"/> 学級の実態を的確に捉え、目標を明確にした学級経営案を作成し、他の教諭等と連携を図りながら実践することができる。	<input type="checkbox"/> 教育目標を具現化する視点から学級経営案を作成し、他の教諭等と連携を図りながら実践することができる。 <input type="checkbox"/> 経営案の作成について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> 教諭等が自信をもって学級経営に取り組むことができるよう、協力的な指導体制を整えることができる。 <input type="checkbox"/> 学級経営の進捗状況を確認し、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
		経営の評価	<input type="checkbox"/> 学級の生活や集団の育ちを振り返り、その評価が学級経営の改善につながる意義を理解している。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、各園の評価項目に沿って学級経営を振り返ることができる。	<input type="checkbox"/> 学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。	<input type="checkbox"/> 園全体を視野に入れながら、学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。 <input type="checkbox"/> 学級経営の評価について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> 学級経営について、組織的・計画的な評価を行う体制づくりに努めることができる。 <input type="checkbox"/> 学級経営の評価について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
		家庭との連携	<input type="checkbox"/> 家庭との連携が、幼児理解を深め、教育の一貫性を保障する上で重要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、適切に家庭との連携を図ることができる。	<input type="checkbox"/> 適切に家庭との連携を図り、保護者とよりよい関係を築くことができる。	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携を視野に入れながら、適切に家庭との連携を図り、保護者とよりよい関係を築くことができる。 <input type="checkbox"/> 家庭との連携について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援する体制を整えることができる。 <input type="checkbox"/> 家庭との連携や保護者への支援について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
		事務処理	<input type="checkbox"/> 指導要録や記録など、学級運営に必要な事務処理を正確に行う技能を身に付けている。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、適正に学級事務を処理することができる。	<input type="checkbox"/> 他の教諭等と連携を図りながら、適正かつ迅速に学級事務を処理することができる。	<input type="checkbox"/> 園全体を視野に入れながら、他の教諭等と連携を図り、適正かつ迅速に学級事務を処理することができる。 <input type="checkbox"/> 学級事務の処理について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> 教諭等が、適正かつ迅速に学級事務を処理することができるよう、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
	⑤ 園運営に関する力	園務分掌の遂行	<input type="checkbox"/> 園務分掌が園運営を支える役割であることを理解し、組織の一員として園務を遂行しようとする心構えを持っている。 <input type="checkbox"/> 「互恵的な関わり」の意味を理解している。	<input type="checkbox"/> 園務の内容について理解し、管理職や他の教諭等の指導・助言の下、組織の一員として園務を遂行することができる。 <input type="checkbox"/> 参観や連携活動を通して、幼小の相違点や共通点を理解することができる。	<input type="checkbox"/> 他の教諭等と連携を図りながら、組織の一員として園務を遂行するとともに、園運営に積極的に参画することができる。 <input type="checkbox"/> 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、学びや発達を見通した計画を立て、実践することができる。	<input type="checkbox"/> 小学校との円滑な接続についての調整や計画を進め、連続性の確保につながる実践をすることができる。 <input type="checkbox"/> 園務分掌の遂行について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> 園の課題を踏まえ、小学校との接続が円滑かつ互恵的に行えるよう、園内外に積極的に働きかけることができる。 <input type="checkbox"/> 園務分掌の遂行について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
		危機管理	<input type="checkbox"/> 幼児の安全を守るために危機管理が不可欠であることを理解し、事故防止、健康管理、災害時対応など、危機管理に必要な基礎的な知識を身に付けている。	<input type="checkbox"/> 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、危機管理マニュアルに沿って、幼児が安心・安全に生活できる環境を整えることができる。 <input type="checkbox"/> 事故発生時には、的確な判断及び迅速な対応ができる。	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルを整備し、幼児の安全確保のための管理及び非常事態に対応するための園内体制を構築することができる。 <input type="checkbox"/> 事故発生時には、関係機関との連携を視野に入れ、的確な判断及び迅速な対応ができる。		
		教育課程等の編成・実施・評価	<input type="checkbox"/> 教育課程等は、幼稚園教育要領に基づき、園の教育の全体像を組織的に構成する枠組みであることを理解し、その編成や実施・評価が園の教育の質を高める意義を理解している。	<input type="checkbox"/> 教育課程等の役割や編成の基本的な考え方について理解し、教育課程等に基づいた教育を展開することができる。	<input type="checkbox"/> 幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して、教育課程等の編成に参画し、教育課程等に基づいた教育を展開することができる。	<input type="checkbox"/> 創意工夫し、幼児の心身の発達と園及び地域の実態に応じた教育課程等を編成・実施・評価することができる。 <input type="checkbox"/> 教育課程等の編成・実施・評価について、他の教諭等へ適切に指導・助言することができる。	<input type="checkbox"/> カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等を編成・実施・評価し、改善を図ることができる。 <input type="checkbox"/> カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等の編成・実施・評価について、教諭等へ適切に指導・助言することができる。
	研修	園内研修	<input type="checkbox"/> 研修が、教員自身の資質向上と園全体の質の向上に必要であることを理解している。	<input type="checkbox"/> 研修に積極的に参加し、園や自分の課題解決に向けた取組を考えることができる。	<input type="checkbox"/> 他の教諭等と協議し、園や自分の課題解決に向けた取組を見いだすことができる。	<input type="checkbox"/> 中心的役割として研修を企画・運営し、研修体制を整えることができる。	<input type="checkbox"/> 研修体制を構築し、園全体で学び合う質の高い職員集団をつくることができる。
		園外研修		<input type="checkbox"/> 研修の成果を他の教諭等と共有し、実践に生かすことができる。	<input type="checkbox"/> 研修の成果を他の教諭等と共有するとともに、園や自分の課題解決の手がかりを見いだすことができる。	<input type="checkbox"/> 向上心をもって研修に参加し、専門性やリーダー性を高めるとともに、研修の成果を他の教諭等と共有し、園全体の教育の質を向上させることができる。	<input type="checkbox"/> 職員の課題やニーズに応じた研修に進んで参加できるよう、職員の自己研鑽の場を確保することができる。

2 研修一覧

* すべての研修において、国公立、幼稚園・保育所など設置形態を問わず、県内の幼児教育に携わっている保育者は受講することができます。

* 公立幼稚園等：公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園、公立幼稚園型認定こども園

研修No.	1	研修名	新規採用教員研修（幼児教育）	
目的	公立幼稚園等の新規採用教員に対して、教育公務員特例法の規定に基づき、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。			
対象	公立幼稚園等の新規採用教員 ※ 上記以外の幼児教育施設の新規採用者は、希望により受講できる。 ※ 特別支援学校幼稚部の新任担当教員は、希望により受講できる。 ※ 公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園の公立幼稚園等の園長及び教頭（副園長）は、受講対象者ではない。 ただし、教頭（副園長）で希望する場合は受講できる。			
日数	園外研修：7日、園内研修：10日（公立幼稚園等の新規採用教員を対象）			
園外研修（7日間）の内容				
回	期日	会場	内容	
1	5月15日(金)	県教育研修センター	○開講式、オリエンテーション ○講義「サービスと心構え、安全管理」 ○講義「園教育の基本」 ○講義「人権教育の推進」	
2	6月15日(月)	県教育研修センター	○講義「学級経営の意義」 ○研究協議「園内保育参観を通して」 ○講義・演習「幼児理解に基づいた評価」	
3	7月13日(月)	県教育研修センター	○講義「家庭との連携・保護者への対応」 ○講義「ICTの活用と情報モラル」 ○講義・実習「読み聞かせの基本と実際」	
4	7月24日(金)	県教育研修センター	○講義「教育課程と指導計画」 ○演習・発表「指導計画の作成」	
5	8月21日(金)	堀原運動公園大道場	○講義・実習「救急処置（幼児安全法）について」「食物アレルギーへの対応」 ○講義・実習「運動遊び・伝承遊び」	
6	10月29日(木)	県立協和特別支援学校	○特別支援学校における体験研修	
	11月11日(水)	県立内原特別支援学校	○研究協議「特別な配慮を必要とする幼児への対応」	
	11月25日(水)	県立つくば特別支援学校	※3班に分かれて実施	
7	1月18日(月)	県教育研修センター	○講義「小学校教育との接続・連携」 ○講義「幼児教育の現状と展望」 ○協議「1年間を振り返って」 ○閉講式	

研修No.	2	研修名	中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）
目的	中堅教諭等を対象とし、教育公務員特例法の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じた1年間の研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図る。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園等の6年次に当たる教諭、保育教諭【悉皆】 ※下記<注>参照 ・上記以外の幼児教育施設の保育者で参加を希望する者 		
日数	園外研修：5日、園内研修：5日（上記対象の公立幼稚園等の悉皆の受講者）		
園外研修（5日間）の内容			
回	期日	会場	内容
1	6月3日（水）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○開講式 ○オリエンテーション ○講義「ミドルリーダーに求められる資質・能力」 ○講義「幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けて」 ○情報交換「実践研究について」
2	6月22日（月）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・演習「幼児理解について」（仮） ※詳細は後日 ※第1回保育技術専門研修と合同開催
3	7月15日（水）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・演習「障害のある幼児の理解と対応」 ※詳細は後日 ※第2回保育技術専門研修と合同開催
4	8月10日（月）	県教育研修センター	※幼児教育教育課程研究協議会と合同開催 <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「幼保小の架け橋プログラムの充実について（基本編・応用編）」 ○研究協議 <協議主題> 「幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について」
5	1月28日（木）	（オンライン）	<ul style="list-style-type: none"> ○実践研究報告会「学級経営の工夫」 ○研究協議「中堅教諭としての役割」 ○閉講式

※同一園に本研修の対象者が2名以上いる場合などは、1年猶予して受講することも可。

研修No.	3	研修名	中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）
目的	中堅教諭等を対象とし、教育公務員特例法の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じた1年間の研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図る。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園等の12年次に当たる教諭、保育教諭【悉皆】 ・上記以外の幼児教育施設の保育者で参加を希望する者 		
日数	園外研修：5日、園内研修：5日（上記対象の公立幼稚園等の悉皆の受講者）		
園外研修（5日間）の内容			
回	期日	会場	内容
1	5月21日（木）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○開講式 ○オリエンテーション ○講義「ミドルリーダーに求められる資質・能力」 ○講義「人権を尊重した教育・保育」 ○情報交換「実践研究について」
2	6月19日（金）	県教育研修センター	○講義・演習「園内研修の効果的な進め方」
3	6月～12月	各小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校における体験研修 「小学校教育との接続に向けて」 ・事前打合せ（実施計画書の提出） ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の見取り ・学童期の発達やスタートカリキュラムの理解 等 ・事後の反省（実施報告書の提出）
4	10月26日（月）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・演習「環境の構成について」（仮） ※詳細は後日 ※第3回保育技術専門研修と合同開催
5	1月22日（金）	（オンライン）	<ul style="list-style-type: none"> ○実践研究報告会「園内研修の成果と課題」 ○研究協議「中堅教諭としての役割」 ○閉講式

※ 同一園に本研修の対象者が2名以上いる場合などは、1年猶予して受講することも可。

研修No.	4	研修名	保育技術専門研修
目的	幼稚園教諭等に対して、保育技術についての専門的な講義や研究協議等を行うことにより、幼児の発達や個性に応じた教育・保育を進めるために必要な技術の向上を図る。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）の受講者【第1、2回に参加】 ・ 中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）の受講者【第3回に参加】 ・ 上記以外の幼児教育施設の保育者で参加を希望する者 		
日数	3日		
期	期日	会場	内容
1	6月22日(月)	県教育研修センター	<p>○講義・演習「幼児理解について」（仮）</p> <p>※詳細は後日</p> <p>※第2回中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）と合同開催</p>
2	7月15日(水)	県教育研修センター	<p>○講義・演習「障害のある幼児の理解と対応」</p> <p>※詳細は後日</p> <p>※第3回中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）と合同開催</p>
3	10月26日(月)	県教育研修センター	<p>○講義・演習「環境の構成について」（仮）</p> <p>※詳細は後日</p> <p>※第4回中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）と合同開催</p>

研修No.	5	研修名	幼児教育教育課程研究協議会
目的	幼稚園等の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題等についての研究協議を行うことにより、日々の実践や幼稚園等における教育課程等を見直し、改善を図り、幼児教育の充実に資する。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）の受講者【悉皆】 ・上記以外の幼児教育施設の保育者で参加を希望する者 		
日数	1日		
回	期日	会場	内容
1	8月10日(月)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「幼保小の架け橋プログラムの充実について（基本編・応用編）」 ○研究協議 <p><協議主題></p> <p>「幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について」</p> <p>※第4回中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）と合同開催</p>

※ 参加者は、協議主題に基づいたレポートを事前に作成・提出する。

研修No.	6	研修名	園長等専門研修
目的	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の初任園長等に対して、幼稚園等の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等を行うことにより、幼児の発達の特徴に応じた総合的な指導を推進し、本県の幼児教育の充実に資する。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園等の初任園長 ・上記以外の幼児教育施設の園長、副園長、教頭、主任等で、参加を希望する者 		
日数	2日		
回	期日	会場	内容
1	6月5日(金)	(オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「園経営について（危機管理）」 ○講義「配慮を要する幼児への対応」
2	10月30日(金)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「インクルーシブな保育を取り入れた園経営」 ○講義「幼児教育施設における食育」 ○講義・研究協議「小学校教育との連携・接続の在り方」

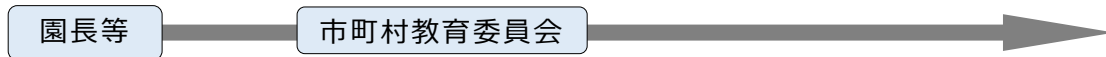
研修No.	7	研修名	幼児教育担当指導主事等研修会
目的	市町村教育委員会指導主事等を対象として、幼児教育に関する講義、訪問指導の在り方等に関する協議を通して、幼児教育の充実に向けた取組について共通理解を図るとともに、指導主事等の資質の向上を図る。		
対象	第1回 教育事務所指導主事等で参加を希望する者 第2回 市町村教育委員会指導主事等、教育事務所指導主事等で参加を希望する者 第3回 教育事務所指導主事等で参加を希望する者		
日数	3日		
回	期日	会場	内容
1	4月16日(木)	(オンライン)	○協議「本年度の各種事業について」
2	5月19日(火)	(オンライン)	○講義「みんなで伴走し、育てよう茨城の子どもたち～架け橋期の教育を考える～」 ○講義「架け橋カリキュラムの作成・実施・検証に向けて～県の事業を踏まえて～」 ○協議「架け橋カリキュラムの作成・実施に向けて」
3	2月4日(木)	(オンライン)	○協議「本年度の各種事業についての反省と次年度の事業について」

3 参加申込みについて

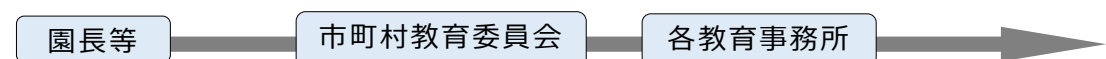
- 4月以降に市町村教育委員会を通して、各研修の実施要項等を送付します。
- 各研修の実施要項にある申込み方法に従って、お申し込みください。

<申し込みの流れ>

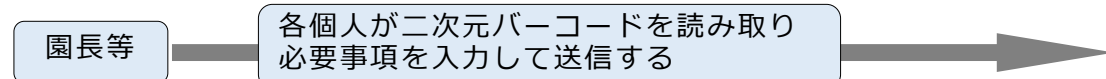
ア 新規採用教員研修



イ 中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修



ウ 園長等専門研修、保育技術専門研修、幼児教育教育課程研究協議会



エ 幼児教育担当指導主事等研修会の申込みは、別に通知する

4 欠席等の連絡について

- 参加者に欠席等の事由が生じた場合は、研修当日までに、下記の【連絡先】へ電話連絡をお願いします。
 - ※ 研修参加者が所属する施設の管理職が連絡するようにしてください。
 - ※ 研修当日に連絡なしで欠席した場合、安全確認のために担当から各勤務先に電話連絡します。ご了承ください。
 - ※ 研修当日にメールでご連絡いただいても、研修会場にいる担当者には届きませんので、ご注意願います。
- 新規採用教員研修（幼児教育）、中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修（幼児教育）の、欠席等の届については、それぞれの第1回園外研修の際に各受講生に提出方法をお知らせしますので、各施設長の皆様も一緒にご確認ください。

【連絡先】

茨城県教育庁学校教育部義務教育課
指導グループ

電話 029-301-5226
(8:30～17:15)

